明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○輸出貿易管理令の一部を改正する政令（一二二）　一
〔省　令〕
○輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令（経済産業二一）　二
〔告　示〕
○外国為替及び外国貿易法第十九条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払手段又は証券の輸出又は輸入を指定する件の一部を改正する件（財務八六）　三
○外国為替及び外国貿易法第十九条第二項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない貴金属の輸出又は輸入を指定する件の一部を改正する件（同八七）

本号で公布された法令のあらまし

◇**輸出貿易管理令の一部を改正する政令**（政令第一二二号）（経済産業省）

1　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、ロシアを仕向地とするアルコール飲料等の輸出について承認を要することとした。（第二条、第四条及び別表第二の三関係）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和四年四月五日から施行することとした。

政　令

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和四年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百二十二号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の三中「第二号フ」の下に「及び第三号」を加え、同項第一号の四中「二〇」を「一、二〇」に、「から三五の四まで、四四及び四五」を「から三七まで、四〇、四一及び四三から四五まで」に改め、同項第一号の五中「第四条第二項第二号ホ」を「第四条第二項第二号ヘ」に改め、同項第一号の六中「第二号フ」の下に「及び第三号」を加える。

第四条第二項第二号ニ中「又はロシア」を削り、同号中ヘをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ　別表第五第二号に掲げる貨物のうち別表第二の三に掲げる貨物及び別表第五第三号に掲げる貨物のうち別表第二の三第三号に掲げる貨物であつて、ロシアを仕向地とするもの

第四条第二項第四号ただし書中「場合を除く」を「場合及び別表第二の三第三号に掲げる貨物をロシアを仕向地として輸出しようとする場合を除く」に改める。

別表第二の三第二号中「経済産業大臣が省令」を「経済産業省令」に改め、同表に次の一号を加える。

三　次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前二号に掲げる貨物を除く。）

イ　アルコール飲料及びエチルアルコール

ロ　葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）

ハ　香水類、オーデコロン類その他の調製香料及び美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品その他の化粧品類

ニ　トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、ハンドバッグ、財布その他これらに類する容器及びズボンつりその他の衣類附属品

ホ　毛皮製のオーバーコートその他の毛皮製品

ヘ　じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

ト　つづれ織物

チ　スキースーツ、水着、絹製のブラウスその他の衣類及び絹製のショールその他の衣類附属品

リ　スキー靴、スポーツ用の履物その他の履物

ヌ　革製その他の材料製の帽子（安全帽子並びにゴム製及びプラスチック製のものを除く。）

ル　磁器製の食卓用品その他の陶磁製品

ヲ　ガラス製品（鉛ガラス製のものに限る。）

ワ　天然又は養殖の真珠、貴石及び半貴石並びにこれらの製品、銀及び金並びにこれらの製品、特定金属（銀及び金を除く。）の製品並びに特定金属を張つた金属の製品